

○ 委員
→事務局

敷地面積が倍以上になっている理由は何か。

沈砂池を1池から2池に増加した。また、ポンプ場周辺への影響に配慮し、敷地の周囲に緩衝緑地帯を配置した。さらに、駐車スペースを拡大した。以上が大きな理由である。

今回の都市計画変更は、当初計画における機能不足を改善するものではなく、周辺環境に配慮するなど、より一層施設機能を充実させるものである。

○ 委員
→事務局

今回の変更で、沈砂池の数が増えるのは、敷地スペースが当初計画時より広く確保できるからか。また、沈砂池が増えるのは機能拡充にあたるのか。

そのとおりである。
沈砂池が多いほうが污水处理の機能向上に寄与する。

○ 委員
→事務局

ポンプの処理能力に変化はないのか。

污水处理量を左右する排水区域は変わらないため、今回の変更は処理能力を大きく変えるものではない。当初計画より余裕をもたせるような変更としている。

○ 委員
→事務局

当初計画の位置から変更した理由は何か？

従前計画ではポンプ場周辺に住宅や福祉施設が近接しており、周辺環境への影響が懸念されていた。従って、位置について当初計画よりも影響の少ない海岸の方へ変更するものである。

○ 委員
→事務局

沈砂池とはどのようなものか。

沈砂池は、污水から不純物を取り除く施設であり、不純物を施設底に沈める。

○ 委員
→事務局

終末処理場だけでなく、今回の吉見中継ポンプ場にも沈砂池が必要なのか？

そのとおりである。

○ 委員 今回の変更に関して、漁業関係の方のご意見はどのようなものだったか。

→事務局

反対意見をいただいていることはない。

○ 会長 議論も出尽くしたようだが、本議案について異議あるか？

○ 委員会 異議なし。

※ 議案第1号について適当であると答申された。

以上